

不動産をお持ちのみなさまへ



適切に管理されず、放置された空き家・空き地は、全国的に年々増加しています。人が住んでいない空き家・空き地が放置されることにより、倒壊の危険や害虫の発生、草木の繁茂による地域の生活環境の悪化などが大きな社会問題となっています。空き家・空き地は、その所有者に管理する責任があります。事故やけが等の問題が起きる前に、適切な管理をお願いします。※このチラシは、空き家・空き地の適切な管理、利活用、及び発生の予防を推進するため、市内に不動産をお持ちの方に送付しています。

(発行：本庄市都市計画課)

あなたも空き家の所有者になる可能性があります

空き家になる原因（きっかけ）



相続や老人ホーム等への施設入所、高齢の両親との同居、転勤等空き家になる原因（きっかけ）は様々であり、いつ空き家になるか分かりません。中でも空き家になる一番のきっかけは「相続」とされています。現在空き家をお持ちでない方でも、将来空き家の所有者になる可能性があります。

空き家が放置される理由



空き家が放置される理由としても「相続」は大きく関わってきます。相続手続きが行われていないケースや、相続の結果「共有名義」となるケースが多くあります。売却や賃貸の際には、他の相続人から同意を得なければならず、相続人が多数いるケースでは、同意が得られず長期間放置されることになりかねません。

空き家にしない、空き家になっても短期間で解消するためには？



- ①土地・建物の登記を確認し、権利関係を把握しましょう
- ②不安や不明な点があったら、早い段階から専門家などに相談しましょう
- ③元気なうちから、相続や家の修繕・管理について話し合しましょう



相続等について、分からないことは専門家へ相談することもできます。ご希望の方は、下記までご相談ください。

相談無料

・埼玉司法書士会
048-838-1889
(第1・3金曜 18時~20時)

・埼玉県行政書士会
048-833-0900

空き家相談窓口
本庄市役所都市計画課

TEL.0495-25-1136
E-mail:tosikei@city.honjo.lg.jp

空き地相談窓口
本庄市役所環境推進課

TEL.0495-25-1173
E-mail:kankyo@city.honjo.lg.jp

空き家をお持ちの方

あなたがお持ちの空き家の現状は？

～フローチャートで確認しましょう～



空き家を手放したいと考えていますか？

はい

いいえ

建物はそのまま使えますか？

空き家は自分で管理できていますか？

はい

いいえ

いいえ

はい

A

B

C

空き家の**売却・賃貸**を検討してみませんか？

空き家の売却・賃貸を検討している方は不動産業者に相談してみましょう。また、空き家バンクを利用することもできます。空き家バンクは、登録された空き家情報をホームページに掲載し、空き家を利用したい方に紹介する制度です。



埼玉北空き家バンク

空き家の**解体**を検討してみませんか？

本庄市では、解体費用の一部を補助しています。補助金を受けるには対象要件があります。解体を検討している方は、是非一度ご相談ください。

本庄市空き家除却補助事業



空き家の**管理**を依頼してみませんか？

本庄市では、空き家管理サービスの提供を行う事業者を登録し、所有者へ情報提供しています。点検・除草等といった管理や、解体・売買等の依頼ができます。

本庄市空き家等管理サービス事業者登録制度



引き続き適切な管理をお願いします

空き家相談窓口
本庄市役所都市計画課

TEL.0495-25-1136
E-mail:tosikei@city.honjo.lg.jp

本庄市 空き家対策

空き地を適切に管理しましょう！

管理不全の空き地は景観を悪化させるだけでなく、地域の衛生面や安全面にも悪影響を及ぼします。特に雑草が繁茂すると、周囲に不快感を与えるほか、夏季は毛虫等の害虫の発生、冬季は枯れ草による火災が発生する場合があります。空き地の所有者・管理者は、日頃から次の3つの項目をチェックして、思わぬトラブルの原因とならないようにきちんと管理しましょう！

☑ 草木が伸びたり、害虫などが発生したりしていませんか？

☑ 立ち木が伸びすぎて近隣の人の迷惑になっていませんか？

☑ 無断駐車やごみの投棄をされていませんか？

空き地相談窓口
本庄市役所環境推進課

TEL.0495-25-1173
E-mail:kankyo@city.honjo.lg.jp